

令和 4 年度決算

伊勢原市健全化判断比率審査意見書

伊 勢 原 市 監 査 委 員



伊 監 委 第 2 3 号
令 和 5 年 8 月 2 8 日

伊 勢 原 市 長 高 山 松 太 郎 殿

伊 勢 原 市 監 査 委 員 島 和 俊

伊 勢 原 市 監 査 委 員 上 原 勇 司

伊 勢 原 市 監 査 委 員 八 島 満 雄

令 和 4 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全 化 判 断 比 率 に 対 す る 審 査 の 意 見 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 審 査 に 付
さ れ た 健 全 化 判 断 比 率 を 審 査 し た の で 、 次 の と お り そ の 意 見 を 提 出 す る 。

令和4年度決算健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年7月14日から令和5年8月9日まで

3 審査の方法

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令の定めるところに従って適正に作成されているかを主眼として審査した。

4 審査の結果

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令の定めるところに従って適正に作成されていると認められた。

審査結果の内容等は、次のとおりである。

(1) 健全化とは

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定された各指標のいずれかが基準値以上になった地方公共団体は、財政健全化計画の策定、財政再生計画の策定、外部監査の実施などが義務付けられ、財政等の健全化を図ることになる。

①各指標と対象

令和4年度決算の各指標及びその対象は、次のとおりである。

対 象		指 標	
		健全化判断比率	
一般会計等	一般会計	↑↑↑↑ 実質赤字比率	↑↑↑↑
	用地取得事業特別会計		
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	↓ 連結実質赤字比率	↓
	介護保険事業特別会計		
	後期高齢者医療事業特別会計		
一部事務組合等	秦野市伊勢原市環境衛生組合	↓ 実質公債費比率	↓
	金目川水害予防組合		
	神奈川県市町村職員退職手当組合		
	神奈川県後期高齢者医療広域連合		
	将来負担比率		
公 社 等	伊勢原市土地開発公社	↓	↓
	(一財)伊勢原市事業公社		

②各指標値と基準値

令和4年度決算の各指標値及びその基準値は、次のとおりである。

指 標	伊勢原市の値 (注)1	基 準 値		
		早期(経営)健全化基準 (自主的な健全化)	財政再生基準 (国の財による健全化)	
健全	実質赤字比率	—	12.45%	20%
化判	連結実質赤字比率	—	17.45%	30%
断比	実質公債費比率	7.7%	25%	35%
率	将来負担比率	31.2%	350%	

(注) 1 「—」は、算定値がないもの。

(2) 健全化判断比率

令和4年度決算の各指標の算定方法等は、次のとおりである。

①実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字（実質収支の赤字額）の標準財政規模に対する比率のことで、本年度は、前年度と同様、黒字のため算定値はない。

$$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{算定額なし}} = \text{算定値なし}$$

$$\frac{\text{標準財政規模}}{20,492,931 \text{ 千円}}$$

②連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計等及び公営事業会計を対象とした連結実質赤字の標準財政規模に対する比率のことで、本年度は、前年度と同様、黒字のため算定値はない。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{算定額なし}} = \text{算定値なし}$$

$$\frac{\text{標準財政規模}}{20,492,931 \text{ 千円}}$$

③実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等、公営事業会計及び一部事務組合等を対象とした一般財源が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことで、本年度における3箇年平均は7.7%を示し、早期健全化基準の25%を下回っている。

ア 本年度

$$\frac{(\text{元利償還金充当一般財源等額} + \text{準元利償還金充当一般財源等額}) - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{(2,304,578 \text{ 千円} + 1,253,954 \text{ 千円}) - 1,986,091 \text{ 千円}} = 8.49654\%$$

$$\frac{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{20,492,931 \text{ 千円} - 1,986,091 \text{ 千円}}$$

イ 3箇年平均

$$\frac{\text{前々年度}7.33249\% + \text{前年度}7.47253\% + \text{本年度}8.49654\%}{3 \text{ 箇年}} = 7.7\%$$

④将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等、公営事業会計、一部事務組合等及び公社等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことで、本年度は31.2%を示し、早期健全化基準の350%を下回っている。

将来負担額	－	(充当可能基金額	＋	充当可能特定財源見込額	＋	地方債現在高等に係る標準財政需要額算入見込額)	
35,933,459千円	－	(3,839,149千円	＋	6,086,165千円	＋	20,216,939千円)	
								=31.2%
標準財政規模	－	元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額						
20,492,931千円	－	1,986,091千円						

一般会計等の将来負担額の内訳

(単位：千円)

年度末地方債現在高	20,702,186
債務負担行為に基づく支出予定額	3,243,578
公営事業会計の地方債元金償還財源に係る繰入見込額	7,527,706
一部事務組合等の地方債元金償還財源に係る負担見込額	1,408,813
退職手当支給予定額に係る負担見込額	2,952,076
公社等の負債額に係る負担見込額	99,100
連結実質赤字額	0
一部事務組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額	0
計	35,933,459